

低炭素建築物の認定手続きについて

○認定の単位

建物全体で認定申請を行うことができます。

○手続きの基本的な流れ

事前に審査機関の技術的審査を受けることができます。所管行政庁に認定申請する際、審査機関が交付する適合証を添付することにより、技術的審査を省略することができます。また、認定を受けた建築物は、**建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**に基づく届出が必要な建築物について、届出をしたものとみなされます。

①審査機関に事前の技術的審査を依頼

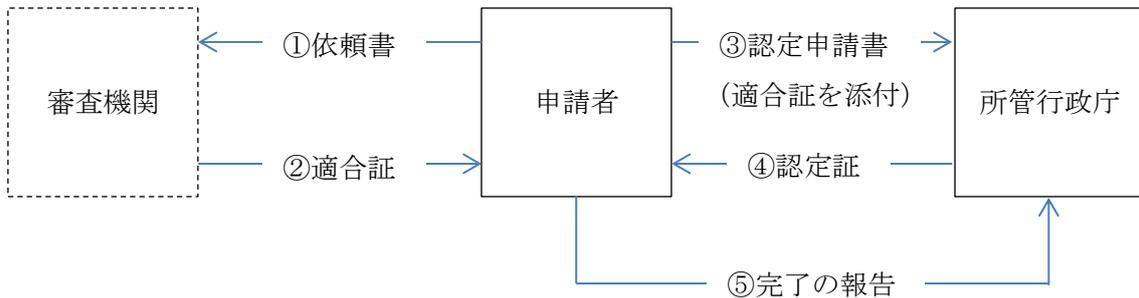
②審査機関より適合証の発行

③所管行政庁に認定申請書（適合証を添付）を提出

（建築確認審査を同時に希望する場合は、確認申請書を併せて提出）

④所管行政庁より認定証の交付

⑤工事完了後、所管行政庁に完了の報告を提出



※認定申請は、着工前に必要となります。

※審査機関とは、「登録建築物調査機関」または「登録住宅性能評価機関」。

| 対象建築物 | 審査機関 |
|--------------------|---------------------------|
| (1) 住宅のみの用途に供する建築物 | ・登録建築物調査機関 ・登録住宅性能評価機関 |
| (2) (1) 以外の建築物 | ・登録建築物調査機関 |

○申請に必要な書類（正副2部）

1. 認定申請書（様式第5）
2. 委任状（代理人）
3. 法（省令）で定める添付図書
4. 適合証（審査機関の技術的審査をあらかじめ受けてきた場合）
5. 建築物別概要書（共同住宅等である場合）
6. その他知事が必要と認める図書